

令和3年1月8日

当ウェブサイトをご覧のみなさま

緊急事態宣言期間中の営業につきまして

令和3年1月7日に日本政府より発令されました緊急事態宣言を受け、弊所では、令和3年1月8日から同年2月7日までの間、出勤人数を減らしての営業（午前9時00分～午後6時00分）とさせていただきます。同期間中、弊所へのお電話は繋がりにくくなるものと思われませんが、ご理解のほど宜しくお願い致します。

以 上

弁護士法人日本橋さくら法律事務所
代表社員 弁護士 上 野 晃